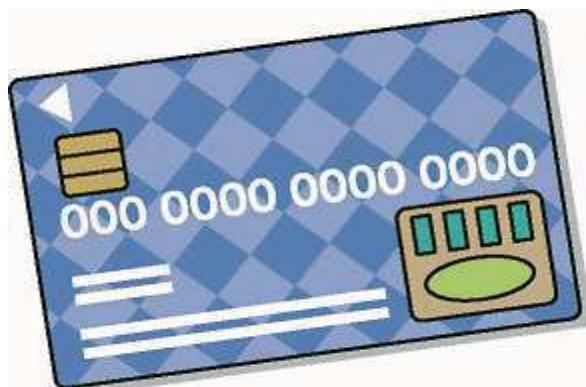


くらしの安心・安全情報をお届けします！

# 墨田区消費者ニュース

クレジットカードに身に覚えのない請求が！

～利用明細は必ず確認しましょう～



⇒詳しくは、4ページへ

困ったときは、すみだ消費者センター  
(03-5608-1773)までご相談を！

Vol.196  
令和5年春号

# 未来が変わるエシカル消費！！

## 「エシカル消費」ってなに？？

エシカルとは「倫理的・道徳的」という意味で、  
**人や社会、地域、環境に配慮したものを選ぶこと**  
を「エシカル消費」といいます。

例えば、買い物をするとき、価格、品質、安全性  
のほかに、「これはどこで誰がどんなふうに作った  
のかな？」「これを選んで消費することは環境にい  
いことなの？」などと考えて選ぶことがエシカル消  
費の第一歩になります。

## 生活の中で できるエシカル消費は？

エシカル消費につながる行動は私たちの身近なと  
ころにも色々あります。

### 地域へのおもいやり

- ・地元の产品や被災地の产品を購入する。
- ・地域の商店街で買い物をする。



## 環境への思いやり

- ・食べ残しを減らす。
- ・マイボトルを持ち歩く。
- ・マイバックを持参する。
- ・エコ、リサイクル商品を購入する。



## 人や社会への思いやり



- ・寄付付き商品を購入する。
- ・フェアトレード（＊）商品を購入する。
- ・障がい者支援に繋がる商品を選択する。

\* 開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することで、途上国の労働条件の改善や収入確保につながっています。

東京都消費生活総合センター資料より

## エシカル消費は身近なところにあるの？

消費者庁の2022年度第3回消費生活意識調査で、「エシカル消費」を、知っていると回答した人の割合は、約3割でした。そのうち「マイバック・マイ箸・マイカップ等の利用」「節水・節電」等のいずれかを実践している人は約7割強でした。

毎日の暮らしの中で、できるところから無理のない範囲で始めてみましょう！

## 今号の相談事例・アドバイス

～クレジットカードに  
身に覚えのない請求が！  
利用明細は必ず確認しましょう～

### ◇相談事例

クレジットの利用明細を見たら身に覚えのない請求があった。先月の日付で、家電量販店のインターネットショッピングで4万円くらいの請求だ。高齢でインターネットショッピングはやらないし、家電はいつも別の量販店で購入しており身に覚えがない。家族にも確認したが知らないと言われた。どうしたらよいか。



(相談者 80歳代 女性)

## ◇アドバイス



消費者センターには、「クレジットカード会社から身に覚えのない請求があった。」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあり早急な申し出が必要です。

- ① 利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や通信販売の注文確認メール等は保管し、日付、金額を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また利用明細は、実際に利用した店名ではなく、経営会社などのケースもあります。
- ② 自分に覚えがなくても家族カード分の利用明細は、本会員カードの請求に含まれます。家族カードを持っている場合は、家族にも確認しましょう。

- ③ 不正利用が疑われる場合は、早急にクレジットカード会社に連絡してください。まずは経緯を伝え、クレジットカードの利用停止をしてもらったうえで、再発行の手続きをしましょう。
- ④ 次にクレジットカード会社に調査依頼します。クレジットカード会社では会員規約に基づき、調査の結果、不正利用と認められた分は請求を取り下げてくれます。

事例では、消費者センターからクレジットカード会社に経緯を伝え、調査を依頼しました。1ヶ月後、クレジットカード会社から、調査の結果、第三者による不正利用と判明したので返金すると回答がありました。





実施報告 消費者講座「エシカル消費ってなに？」を開催しました

令和5年3月4日（土）すみだ女性センターで、消費者講座「エシカル消費ってなに？」を開催しました。講師に落語家「回路亭しん劇氏」をお迎えし、「ある日、Aさんが世界の環境破壊が進み、災害が多発するという夢を見て、生活の中でできるエシカル消費を実践していく」という面白い内容で、参加者からも好評でした。

また、すみだ消費者団体による不用品を活用したワークショップ（針刺し、ブローチ、香袋、缶バッヂ&ヘアゴム）やチャリティーバザーアも実施しました。参加者からは、「家に帰つてからも、是非ワークショップで学んだことを実践したい！」というお声を頂きました。



# すみだ消費者センター相談室



相談専用  
ダイヤル

— まずは電話でご相談ください —  
**5608-1773**

■相 談 日・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）  
※日曜日・祝日、年末年始はお休みです

■相談時間・・午前9時～午後4時30分

■所 在 地・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階



- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口から徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「東京スカイツリーホテル」東口から徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター前」で下車

令和5年3月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上2-12-7 ☎5608-1516